

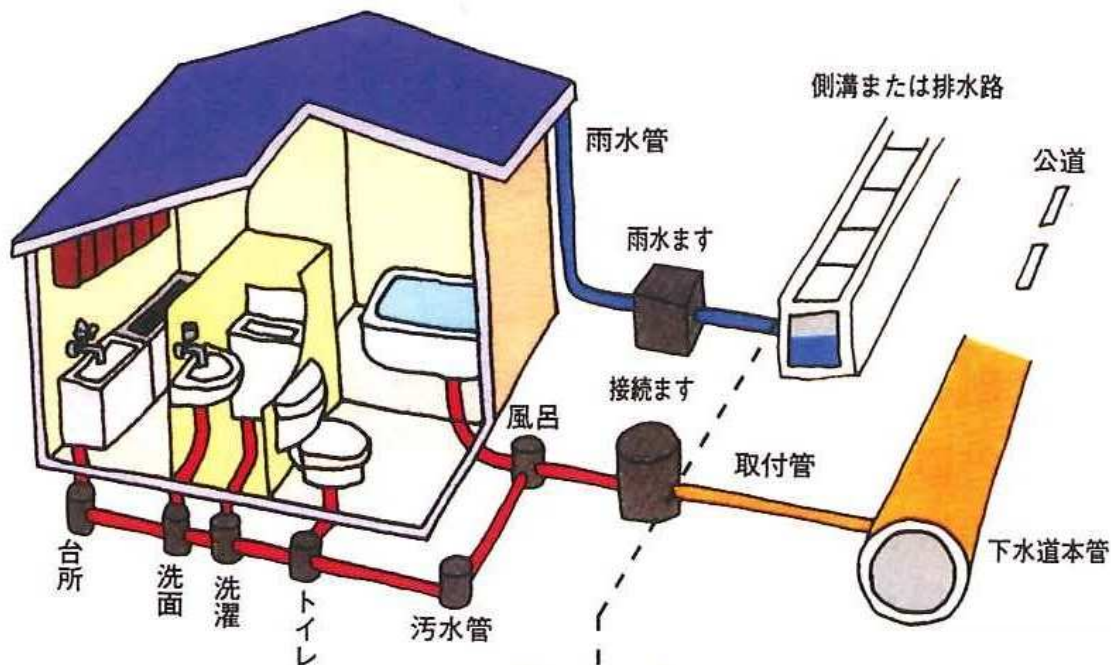
**平成29年度  
公共下水道の区域変更及び合併処理浄化槽  
補助金見直しに関する説明会**

**平成29年7月**



**袋井市**  
FUKUROI CITY

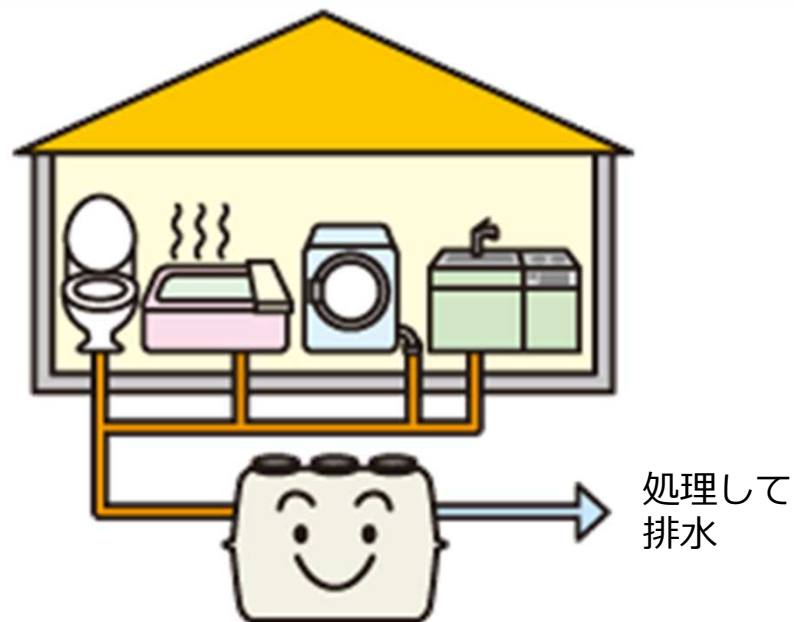
# 下水道のしくみ



袋井市の下水道は、雨水と汚水を別々に流す、分流式下水道。

# 合併処理浄化槽のしくみ

トイレ、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水を処理して、側溝や河川に排水します。排水の汚れは単独処理浄化槽に比べ1/8に減ります。



# 1 公共下水道基本構想の見直し結果について

平成27年度実施した袋井市公共下水道基本構想再検証に基づき作成した見直し(案)により、昨年5月のパブリックコメント及び7月の住民説明会の意見等を踏まえ、公共下水道基本構想区域を確定しましたので報告します。

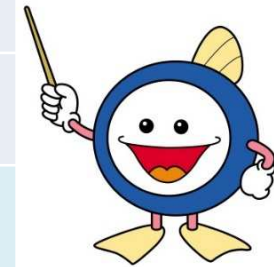
なお、この区域を全体計画の区域面積とし、今後、全体計画及び事業計画の変更策定を行います。

## 1 公共下水道区域

**A = 1,884ha** (資料1参照)

(単位:ha)

用途地域 / 処理区	袋井処理区	浅羽処理区	計
用途地域内	1,314	192	<b>1,506</b>
用途地域外	226	152	<b>378</b>
計	<b>1,540</b>	<b>344</b>	<b>1,884</b>



## 2 平成28年度基本構想【最終】及び全体計画(現行)との比較

項 目		① 全体計画 (現行計画)		② H28基本構想 【最終】		全体計画との差 (②－①)	
		面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)
目 標 年 度		H40		H52		-	
公 共 下 水 道	袋井処理区	1,962	55,400	<b>1,540</b>	<b>42,740</b>	▲422	▲12,660
	浅羽処理区	653	19,100	<b>344</b>	<b>10,485</b>	▲309	▲8,615
	合 計	2,615	74,500	<b>1,884</b>	<b>53,225</b>	▲731	▲21,275
行政人口		-	82,300	-	<b>79,400</b>	-	▲2,900

### 3 汚水処理人口の普及率について

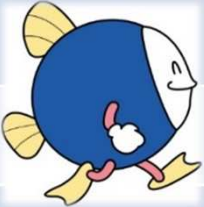
平成27年度末現在で72.5%である本市の汚水処理普及率は、基本構想の計画目標年次である平成52年度には次のとおり100%となる見込みとなります。

項目	全体計画(現行) (平成40年度目標)			現況 (平成27年度末)			H28基本構想(案) (平成52年度)			
	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	構成	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	構成	整備面積 (ha)	処理人口 (人)	構成	
行政人口 (1)	—	82,300	100%	—	87,174	100%	—	79,400	100%	
汚水処理	公共下水道 ②③④	2,615.0	74,500	90.5%	905.7	④37,167	42.6%	1,884.0	53,225	67.1%
	農業集落排水	7.0	(※1) 350	0.4%	7.0	262	0.3%	7.0	270	0.3%
	合併処理浄化槽 ①	—	(※2) 7,450	9.1%	—	25,774	29.6%	—	25,905	32.6%
	計 (2)	2,622.0	82,300	<b>100%</b>	912.7	63,203	<b>72.5%</b>	1,891.0	79,400	<b>100%</b>
未整備	—	0	0.0%	—	23,971	27.5%	—	0	0.0%	
<b>汚水処理人口普及率 (2) / (1)</b>	<b>100%</b>			<b>72.5%</b>			<b>100%</b>			

※1：現全体計画の農業集落排水の処理人口は、計画策定時の計画人口値

※2：現全体計画の合併処理浄化槽の処理人口は、行政人口から公共下水道、農業集落排水の処理人口を差し引いた値

## 4 今後のスケジュール

項目／年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
<b>【公共下水道】</b>			現地点 ▼	11月 ▼	
基本構想の見直し・策定	→				
全体計画（変更）			→		
事業計画（変更）		H30年11月までに事業計画を変更 (H26年11月 下水道法改正)		→	
都市計画決定（変更）			→		
<b>【合併処理浄化槽】</b>					
制度設計見直し		→			
条例制定・周知			→		
浄化槽新補助制度					→
<b>【住民説明会等】</b>	パブリックコメント ■ 住民説明会 ■		住民説明会 ■ (見直し結果・ 浄化槽新補助制度)	住民説明会 ■ (事業計画案・ 浄化槽新補助制度)	

# 合併処理浄化槽の補助制度の見直し

長期的かつ効率的で持続可能な污水处理システムを構築していくため、経済性を基本とした費用比較に加え、人口減少、建設費等の実績、地域特性などを考慮し、集合処理区域（公共下水道等）と個別処理区域（合併処理浄化槽）を設定していくことが必要であると国から示された。

このことから、本市では公共下水道基本構想を見直し、集合処理区域を縮小し、個別処理区域を拡大していく。

しかしながら、生活排水の個別処理と集合処理に対する個人負担の不公平感が存在するため、市全域で水質の保全を目指し、合併処理浄化槽の普及促進を図っていくうえで、補助制度の再構築が必要となっており、設置補助金を見直し、維持管理補助制度を創設する。

# 1 基本構想見直しによる個別処理区域の推移

- 基本構想の見直し後には、市全体の34%が個別処理区域となる。
  - 平成30年度末の個別処理区域の処理人数29,681人となり、普及率は34.3%の見込み。
- ※平成52年度末（基本構想目標年度）では、汚水処理施設普及率は100%となる見込み。

項目	平成27年度末(見直し前)			平成27年度末(見直し後)			平成30年度末(見込)	
	計画面積 (ha)	区域人口 (人)	構成 (%)	計画面積 (ha)	区域人口 (人)	構成 (%)	区域人口 (人)	構成 (%)
袋井市全体	10,833	87,174	100	10,833	87,174	100	86,590	100
① 個別処理区域 (浄化槽)	8,211	5,404	6.2	8,945	29,883	34.3	29,681	34.3
② 公共下水道 事業計画区域外	1,579	39,907	45.8	816	15,428	17.7	15,325	17.7
③ 公共下水道 事業計画未整備区域	130	4,434	5.1	159	4,434	5.1	4,404	5.1
④ 下水道供用区域	906	37,167	42.6	906	37,167	42.6	36,918	42.6
⑤ 農集排処理区域	7	262	0.3	7	262	0.3	262	0.3

※事業計画区域・概ね5～7年で整備が完了し、供用開始が可能となる区域で、区域は5～7年ごとに見直す（区域拡大）

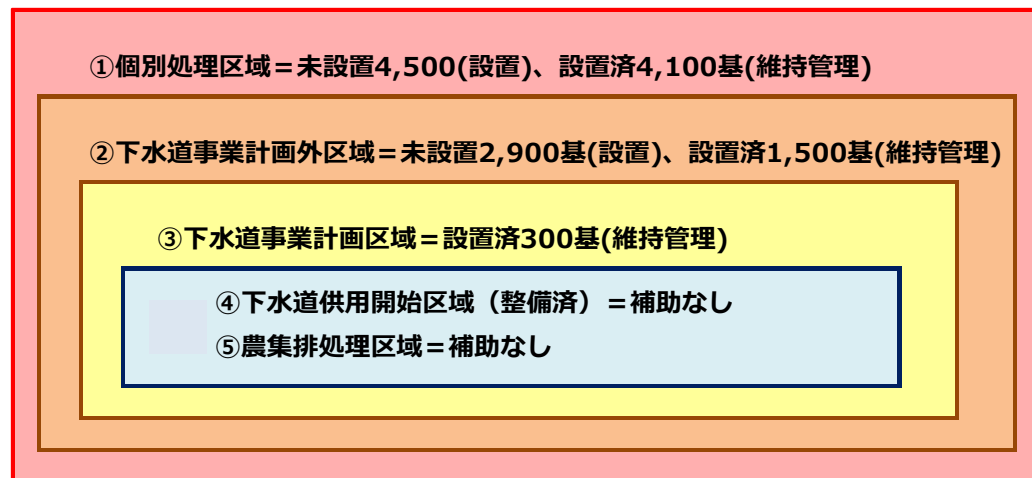


## 2 合併処理浄化槽の 補助基数の推移



- 新制度開始年度の平成31年度には、設置補助の対象残基数は7,400基、維持管理補助の対象基数5,900基を見込んでいる。
- 平成52年度末には、設置が完了し、維持管理補助の対象基数は、人口減少を加味すると8,500基と見込んでいる。

平成30年度末の合併処理浄化槽基数の見込み



項目	平成30年度末	平成36年度末 (事業計画完了年度)	平成52年度末
設置補助対象残基数①②	7,400基	5,800基	0基
維持管理補助対象基数①②③	5,900基	6,700基	8,500基

### 3 今後のスケジュール

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
見直し検討	庁内協議	議会			
住民説明等 新制度周知		説明会	説明会 広報等		
新制度開始			例規改正	H31.4施行 (設置)	H32.4施行 (維持管理)

## 4-1 設置にかかる費用負担の状況

- 住宅の増改築等を伴わず単独・汲み取り槽から付け替える場合、公共下水道との差は5人槽では32,500円、7人槽では71,500円、10人槽では171,500円となっている。
- 住宅の新築・増改築に伴って設置する新設の場合ではさらに差が大きい。
- 三川地区等の特定集団推進地域では約10万円の上乗せ補助がある。

(単位：円)

公共下水道	合併処理 浄化槽	付替の場合			新設の場合		
		5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽
<b>受益者負担金</b> *浅羽処理区=1マス *袋井処理区=340m <sup>2</sup> (430円/m <sup>2</sup> )	設置工事費	837,000	1,036,000	1,406,000	837,000	1,036,000	1,406,000
	設置補助金	-670,000	-830,000	-1,100,000	-325,000	-403,000	-535,000
	法7条検査	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500	11,500
146,000 <sup>ⓑ</sup>	自己負担額 <sup>Ⓐ</sup>	178,500	217,500	317,500	523,500	644,500	882,500
	下水道との差 Ⓐ - ⓑ	32,500	71,500	171,500	377,500	498,500	736,500

※人槽ごとの設置割合=5人槽：7人槽：10人槽=57%：39%：4%

付替：新設の割合=全体（29%：71%）=5人槽（10%：90%）7人槽（55%：45%）10人槽（30%：70%）

## 4-2 設置に対する補助制度（例）

合併処理浄化槽設置への付け替え促進を図るため、公共下水道の自己負担額146,000円と同額となるよう補助限度額を設定する。



- 補助対象区域 変更なし  
下水道事業計画区域及び農業集落排水事業の実施区域を除く区域・・・①②
- 対象の浄化槽 変更なし（10人槽以下、専用住宅または居住部分の延床面積が1/2以上ある併用住宅、申請者本人が居住する住宅に設置）
- 補助限度額 合併処理浄化槽の設置費(法7条検査代を含む)と下水道受益者負担金の差額分を補助  
ただし、新設の場合は、国庫補助基本額を上限とする。
- 変更時期 平成31年度から

(単位：円)

【見直し例】

合併処理 浄化槽	付替の場合			新設の場合		
	5人槽	7人槽	10人槽	5人槽	7人槽	10人槽
補助限度額	702,500	901,500	1,271,500	332,000	414,000	548,000

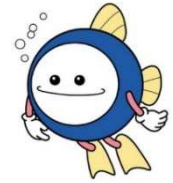
## 5-1 維持管理にかかる費用負担の状況

- 下水道使用料を使用水量を月25m<sup>3</sup>として比較すると、5人槽では27,000円、7人槽では43,000円、10人槽では67,000円、合併処理浄化槽の方が高い。

(単位：円)

公共下水道	合併処理浄化槽			
	5人槽	7人槽	10人槽	
使用料 * 4人世帯で 月25m <sup>3</sup>	法 1 1 条 検 査	6,000	6,000	6,000
	清掃・点検代	52,000	68,000	92,000
年間31,000 <sup>ⓑ</sup>	自己負担額 <sup>ⓐ</sup>	58,000	74,000	98,000
	下水道との差 ⓐ - ⓑ	27,000	43,000	67,000

## 5-2 維持管理に対する補助制度（例）



自己負担額が公共下水道を使用した場合と同額となるよう補助限度額を設定する。

- 補助対象区域 公共下水道の供用開始をしている区域を除く区域・①②③
- 対象の浄化槽 10人槽以下、専用住宅または居住部分の延床面積が1/2以上ある  
併用住宅、申請者本人が居住する住宅
- 補助限度額 合併処理浄化槽の維持管理費(①清掃・保守点検代、②法11条検査代)と  
下水道使用料金相当額の差額分を補助
- 実施時期 平成32年度から（前年度の負担実績に基づき、翌年度に補助金を支出）

